平成２６年（フ）第６号
島根県江津市二宮町神主ハ506番地７　青山団地４号棟412号室
債務者　山藤　奈保
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第８１０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目８番地の１　プラザビル88、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目19番８号
債務者　氏家　義治
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
仙台市若林区大和町４丁目25番22―601号
債務者　菊地つたこ
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
宮城県多賀城市留ケ谷２丁目８番25―301号
債務者　川口　文子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
仙台市泉区南光台２丁目３番29号　コーポＫⅠ―102
債務者　渡邊満璃子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
秋田市牛島南１丁目25―14　渡辺方、住民票上の住所秋田市仁井田本町６丁目２番８号レジデンス関Ａ―108号
債務者　深澤　智美
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１４号
新潟市中央区鳥屋野２丁目４番13号、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2103番地２
債務者　塩澤　麻子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
新潟市中央区川端町５丁目33番地１　リバーシティ日東Ⅱ904号
債務者　黒井　拓史
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
長野県伊那市美原7448番地67
債務者　神田　孝志
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４６１号
岐阜市早苗町７―39　早苗ビル203古角方、住民票上の住所岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原497番地の９
債務者　川久保眞弓
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
岐阜県本巣郡北方町柱本２丁目54番地　オリンピアＤ102号
債務者　坂本　直也
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
岐阜県各務原市那加住吉町４丁目42番地　住吉ホームＡ201
債務者　塚原　了介
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５７７７号
大阪市大正区平尾５丁目９番９号　グリーンパークハイツ701号
債務者　和田　浩一
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６号
大阪市港区波除５丁目４番20―308号
債務者　川﨑　正惠
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６号
大阪府寝屋川市日之出町17番２号
債務者　藤岡　正行
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３号
大阪府東大阪市新町２番31―606号
債務者　藤原　杏留
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２号
大阪市大正区小林西２丁目14番17号
債務者　土屋　克己
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部